

和歌山県役務提供総合評価審査委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、和歌山県役務提供総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、知事からの総合評価一般競争入札を行う際の諮問に応じて、次に掲げる事項について審査し、学識経験者として意見を述べるものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 落札者決定基準に基づく総合評価一般競争入札の落札者の決定に関すること。
- (3) その他総合評価一般競争入札に係る重要事項に関すること。

(会議)

第3条 委員会の会議は、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき主として前条第1号の事項について審査する会議（以下「基準審査会議」という。）及び施行令第167条の10の2第5項の規定に基づき主として前条第2号の事項について審査する会議（以下「落札審査会議」という。）に区分して開催するものとする。

2 落札審査会議は、基準審査会議において意見を述べた落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとする場合において、あらかじめ、委員会がその決定に関して改めて審査し、意見を述べる必要があると認めたとき（あらかじめ、知事からその決定に関する諮問があったときを含む。）に開催するものとする。

3 委員会は、基準審査会議において、次に掲げる事項を入札執行及び契約締結の事務を担当する課室かい（以下「契約担当課」という。）に説明させた上、必要な審査を行うものとする。

- (1) 調達しようとする役務の内容及びその調達のために設定する入札参加資格
- (2) 総合評価一般競争入札を行うこととした要因
- (3) 落札者決定基準案及びその評価項目、評価の基準等の内容
- (4) その他落札者決定基準案の策定において重要とした事項

4 委員会は、調達しようとする役務の内容等により、基準審査会議における必要に応じて、その役務についての許認可、届出等の制度を所管する事務を担当する課室又はその入札参加資格の制度を所管する課の職員を出席させ、その役務を処理するために必要な資格等に関する法制度等についてのより専門的な説明をさせることができるものとする。

5 委員会は、落札審査会議において、次に掲げる事項を契約担当課に説明させた上、必要な審査を行うものとする。ただし、第2号の事項については、価格の条件についての入札執行前に、当該落札者の決定に関して意見を述べることとした場合においては、説明させる必要

がないものとする。

(1) 申込みがあった価格以外の条件

(2) 申込みがあった価格の条件

(3) その他落札者の決定において確認すべき申込者についての入札参加資格等の情報

6 委員会の会議は、非公開とする。

(会議の招集の特例)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、個々の総合評価一般競争入札に係る基準審査会議の初回の会議を除き、持回りによる審議をもって委員会の会議に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、委員会の委員及び専門委員(以下、「委員等」という。)の全員の合意により、落札審査会議において初回の委員等が出席する会議を開催し、基準審査会議は持回りによる審議をもって委員会の会議とすることができるものとする。

(委員等の氏名の公表)

第5条 委員会の委員等の氏名は、落札決定基準について公告するときを含め、知事が当該総合評価一般競争入札に係る落札者を決定したことについて公示その他の公表を行うまでの期間においては、非公開とする。

2 委員会の委員等の氏名については、その学識経験者としての職等の名称とともに、知事が当該総合評価一般競争入札に係る落札者を決定したことについて公示その他の公表を行う際に、公表することを原則とする。

(委員会に係る事務処理)

第6条 委員会の庶務は、会計局総務事務集中課において処理するものとする。ただし、その庶務のうち、個々の総合評価一般競争入札に係る委員会の委員等の委嘱、委員会の開催等に関する事務は、当該総合評価一般競争入札に係る契約担当課において代替処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、個々の総合評価一般競争入札に係る委員会の運営その他必要な事項は、当該委員会に諮ってそれぞれの会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から施行する。